

**第3次**  
**近江八幡市地域福祉計画**  
**近江八幡市地域福祉活動計画**  
**(令和4年度～8年度)**

令和4年3月  
近 江 八 幡 市  
近江八幡市社会福祉協議会



## はじめに



近年、日本の社会は急速な少子高齢化の最中にあり、医療や福祉などの分野で高齢人口の増加による問題に対応することが喫緊の課題となっています。また、核家族化が進み、単独世帯、高齢者のみの世帯が増加しているのが現状です。

こうした背景から、地域住民が抱えるニーズも多様化・複合化し、老老介護や社会的孤立、「8050問題」、虐待、生きづらさを抱える人々の存在など、これまでの公的な制度やサービスでは対応が難しいケースが増えてきています。

このような状況の中、本市では『お互いさま』の心でつながる 参加と支えあいのまち 近江八幡」を基本理念に掲げ、社会福祉協議会をはじめ関係機関、団体と連携し、福祉の推進に取り組んでまいりました。

現代社会では地域住民のつながりの希薄化が問題視されていますが、幸いにも私たちが暮らす近江八幡には、「困ったときには、お互いさま」と支えあえる、長い歴史によって育まれてきた温かい地域風土がございます。

この度、策定いたしました「第3次近江八幡市地域福祉計画」におきましても、これまでの基本理念や基本目標を継承し、誰もがお互いに支えあいながら、安心して暮らせるまちをめざしてまいります。加えて、地域住民や多様な主体がつながり、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る地域共生社会の視点も盛り込み、施策や事業を展開してまいります。

新たな計画における目標を達成し、近江八幡市の地域福祉を推進していくためには、各種団体および事業者、地域住民の皆様との協働が大変重要と考えておりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご議論くださいました地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様、ご協力いただきました多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

近江八幡市長 小西 理

## はじめに



令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大で、私たちは生身の人と人が触れ合うことが社会的に制限される未曾有の事態に直面しました。第2次近江八幡市地域福祉活動計画において【地域福祉活動宣言】『私たちは、地域で見守り、見守られることが実感できるつながりのあるまち近江八幡をめざします』を掲げていましたが、地域の皆様からは、「地域で暮らしに不安や困りごとを抱えた人とつながっていない」「困っている人が把握できない」等、人と人とのつながりが実感しづらい状況にあることが明らかになりました。しかし同時に困ったときにSOSを発信することはとても勇気がいることでもあります。どうすれば「困ったときはお互いさま」の地域づくりができるのかが、今回の第3次近江八幡市地域福祉活動計画において全体を貫く重要なテーマです。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域福祉を推進する主体が協力し、一体となって互いに助け合い、支えあうことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。その地域福祉の基盤を、分野や立場を超えてしっかりとつくっていくことが、今まさに求められています。

第3次近江八幡市地域福祉活動計画の策定にあたり、近江八幡市地域福祉計画策定委員会をはじめ、各学区（地区）社協、自治会、民生委員・児童委員、まちづくり協議会、ボランティア団体、行政、福祉事業所、学識経験者から構成される地域福祉推進委員会において熱心な議論と検討を重ねてまいりました。この計画により少しでも地域住民の皆様が支えあい、希望が広がる近江八幡の福祉のまちづくりに貢献できることを願っております。

末筆ながら、この計画の策定にあたり、多大なるご尽力を賜りました地域の皆様、各委員の皆様、様々なご協力をいただきました関係者各位に対しまして心からお礼申し上げます。

令和4年3月

近江八幡市社会福祉協議会 会長 梶本 深照

# 目次

I	計画の策定にあたって.....	1
第1章	計画の策定にあたって.....	2
1.	計画策定の背景・趣旨 .....	2
2.	計画の位置づけ .....	5
3.	計画の期間 .....	7
4.	計画の策定手法及び策定体制 .....	8
II	地域福祉計画.....	11
第1章	市を取り巻く状況.....	12
1.	データからみえる地域福祉の状況.....	12
2.	第2次計画の取り組み結果と課題.....	25
第2章	計画の基本理念等.....	34
1.	基本理念 .....	34
2.	基本目標 .....	35
3.	計画の体系図 .....	37
4.	地域福祉圏域の捉え方 .....	38
第3章	施策の展開.....	39
基本目標1	お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～.....	39
基本目標2	参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～.....	45
基本目標3	安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～.....	50
付随計画①	重層的支援体制整備事業実施計画.....	60
付随計画②	成年後見制度利用促進基本計画.....	63
付随計画③	地方再犯防止推進計画 .....	67
第4章	計画の推進.....	69
1.	計画の推進体制 .....	69
2.	計画の進捗管理・評価 .....	69
参考資料	推進事業の実施担当課と関連計画等.....	70
地域福祉計画策定委員会設置要綱及び委員名簿.....		78
地域福祉計画策定庁内検討会議設置要綱及び委員名簿.....		81
計画策定の経過 .....		84
III	地域福祉活動計画.....	87
第1章	計画の基本的な考え方.....	88
1.	計画の目的 .....	88
2.	計画の位置づけ .....	88
3.	計画策定の体制 .....	88
4.	計画の推進体制と進捗管理 .....	89
5.	第2次地域福祉活動計画の到達点と第3次地域福祉活動計画への反映.....	90

第2章 計画の基本理念等.....	93
1. 基本理念 .....	93
2. 基本目標等 .....	93
3. 地域福祉活動計画 体系図 .....	94
第3章 めざす地域と行動計画.....	96
基本目標1 お互いを思いやるまちをめざします～人づくり～.....	96
基本目標2 参加とつながりによる支えあいのまちをめざします～つながりづくり～.....	98
基本目標3 安心して暮らせるまちをめざします～基盤づくり～.....	101
地域福祉推進委員会設置要綱及び委員名簿.....	104
IV 資料.....	107
1. 各種アンケート調査結果からみえる地域福祉の状況.....	108
2. 用語解説 .....	162

近江八幡市では、障がいのある方の思いを大切にし、市民の障がい者理解を深めていくため、「障害」という言葉が、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の漢字をひらがな表記としています。

ただし、法律や条例などで使用されている場合を除きます（例「身体障害者手帳」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律」など）。

# I 計画の策定にあたって

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景・趣旨

### 1) 国の動向

かつて日本では、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、地域・家庭・職場といった人々の生活の様々な場面において、支えあいの機能が存在しました。社会保障制度は、これまで社会の様々な変化が生じる過程において、地域や家庭の果たしてきた役割の一部を代替える必要性が高まったことに対応して、高齢者、障がい者、子どもなどの対象ごとに、また、生活の必要な機能ごとに、公的支援制度の整備と公的支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきています。

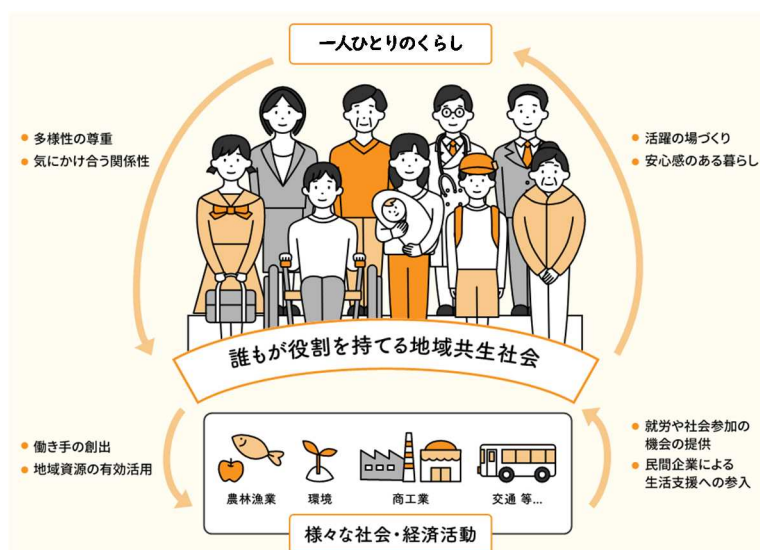
しかし、高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の支えあいの基盤が弱まってきています。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まる中、これを再構築することで人生における様々な困難に直面した場合でも、誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、そしてときには支えあうことで、孤立せずにその人らしい生活を送ることができるような社会が求められています。

また、人口減少の波は、多くの地域社会で社会経済の担い手の減少を招き、それを背景に、耕作放棄地や空き家、商店街の空き店舗が増加しています。地域社会の存続への危機感が生まれる中、人口減少を乗り越えていく上で、社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要となっています。

さらに、対象者別・機能別に整備された公的支援についても、昨今、様々な分野の課題が絡み合っただ複雑化したり、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況がみられ、対応が困難なケースが浮き彫りとなっています。

「地域共生社会」とは、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会をめざすものです。

【地域共生社会イメージ図】



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より

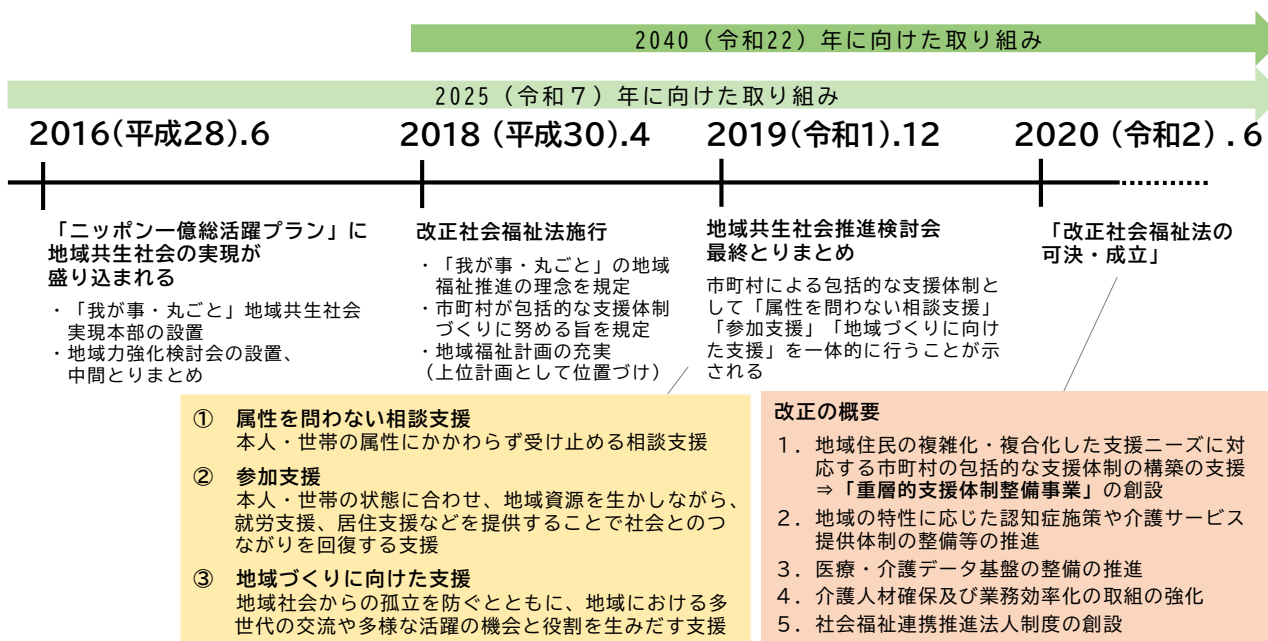


国においては、地域共生社会の実現に向けて、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成30年4月施行）。

この改正により、地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、生活上の困難を抱える障がい者や子どもなどが地域で自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支えあいと公的支援が連動し、地域を丸ごと支える包括的な切れ目のない支援を実現すること、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進に向けて、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨の規定が明確にされました。地域福祉計画は、福祉の各分野における共通的な事項を横断的に記載する上位計画として位置づけられました。

また、令和2年に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現をめざすための体制整備事業として、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月よりスタートしました。

### 【地域共生社会の実現に向けた検討・法制度改正等の経緯】



## 2) 本市の動向、策定の趣旨

平成 22 年 3 月に旧近江八幡市と旧安土町が合併し、合併以降の平成 24 年 3 月に新市としての地域福祉計画（以下、「第 1 次計画」という。）を策定し、平成 24 年度から平成 28 年度までを計画期間として取り組んできました。

平成 29 年 3 月には、第 1 次計画の基本理念を引継ぎ、一人ひとりの主体的な参加とともに、地域の支えあいや助け合い、思いやりなどを育み、「お互いさま」の気持ちを持って、子どもから高齢者、障がい児者、外国人住民などすべての市民が、ともに安心して暮らしていけるまちをめざし、あらゆる市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを推進することを基本的な考え方の一つとして「第 2 次近江八幡市地域福祉計画」（以下、「第 2 次計画」という。）を策定しました。

第 2 次計画の策定から 5 年が経過し、その間、社会福祉法の改正をはじめ、福祉に関する各種法制度の整備・施行が進み、地域福祉を取り巻く状況が大きく変化しています。

このような中、本市では第 2 次計画が令和 3 年度をもって終了することから、国の動向や本市の地域福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和 4 年度から令和 8 年度を計画期間とする「第 3 次近江八幡市地域福祉計画」（以下、「本計画」または「第 3 次計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が策定する地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画です。本市では平成 24 年度策定の第 1 次計画から、地域福祉計画を福祉分野の最上位計画として位置づけ計画策定を行ってきました。第 3 次計画においても「近江八幡市第 1 次総合計画」を踏まえ、市の福祉関連計画である近江八幡市総合介護計画、近江八幡市障がい者計画・近江八幡市障がい福祉計画・近江八幡市障がい児福祉計画、近江八幡市子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図りつつ、各個別計画では対応しきれない課題や共通する課題で様々な分野が横断的に取り組めること等について示すものです。本計画の策定においては、地域福祉がめざす目標の実現に向け、本市と市社会福祉協議会が緊密に連携・協力した活動を推進するため、以下の 2 つの計画（「近江八幡市地域福祉計画」と「近江八幡市地域福祉活動計画」）を一体的に策定するものです。

なお、本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年 5 月施行）第 14 条第 1 項に基づく本市における「成年後見制度利用促進基本計画」と、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）第 8 条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含するものとします。

名称	近江八幡市地域福祉計画	近江八幡市地域福祉活動計画
法的根拠	社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村の行政計画	社会福祉法第 109 条の規定に基づく市町村社会福祉協議会が中心となった民間の活動計画
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉の推進に取り組むための総合的な計画。</li> <li>・「近江八幡市第 1 次総合計画」で示されるまちづくりの方針を踏まえ、福祉分野の最上位計画として、高齢者、障がい者、子どもなどの個別計画との整合性を図り、個別計画では対応しきれない課題や共通する課題で分野横断的に取り組めること等についてその取り組みを示すために策定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域福祉計画」の理念に基づく、具体的な取り組みを示す計画。</li> <li>・「すべての地域住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」等が連携・協力し、地域福祉を推進する実践的な活動・行動計画。</li> </ul>

# 近江八幡市

## 第1次総合計画

## 第3次地域福祉計画

本市に関わる様々な人の連携・協力のもと、地域の福祉課題の解決に向けた各種取り組みを示す、福祉のまちづくりをめざした総合的な計画。

連携

### 第3次地域福祉活動計画

地域福祉の推進役である市社会福祉協議会が、地域福祉活動を総合的に展開していくために、展開の方向性や具体的な事業などを盛り込んだ行動計画。

## 近江八幡市社会福祉協議会

### 福祉トータルサポートセンター基本構想 第Ⅲ期基本計画

福祉によるまちづくりを推進するため、拠点整備を将来像とする基本構想と、全三期の段階ごとの計画を策定。第Ⅲ期計画は、第Ⅰ期に仕組みの整備として総合的な相談対応と提供するサービスを調整する仕組みづくりの改善に加え、相談窓口の集約検討・実施の推進。第Ⅱ期に窓口の集約として集約配置の在り方の検討・一部窓口集約の実施。第Ⅲ期ではハード整備による窓口集約、市民共生の拠点整備。

### 第8期総合介護計画

介護が必要になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、老人福祉計画と介護保険事業計画を一体的に策定し、各種関連施策や介護サービスの見込み量、介護保険料、基盤整備の内容などを定めたもの。

### 第5期障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画

障がい児者の社会参加と自立を支援するため、関連施策に関する基本的な事項と生活支援に関するサービス提供量の確保策などを定めた3つの計画を一体的に策定。

### 第二期子ども・子育て支援事業計画

次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、かつ育成されるよう、子育て支援、少子対策等についての理念や目標、施策を総合的に策定。

関連

- ・健康はちまん21プラン・母子保健計画・市民自治基本計画
- ・地域防災計画・人権擁護に関する施策の基本計画
- ・男女共同参画行動計画・交通バリアフリー基本構想
- ・生涯学習社会づくり推進計画等

### 3. 計画の期間

地域福祉計画は地域福祉の推進に関する総合的な計画であるため、長期的な視点が必要です。一方、各福祉分野の制度改正や地域福祉を取り巻く社会情勢の変化が著しいことから、その両面を鑑みる必要があります。本計画は、令和4年度から令和8年度の5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	H30	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
第1次総合計画		基本構想							
地域福祉計画	第2次計画			第3次計画					
総合介護計画	第7期		第8期			第9期			
障がい者計画・障がい福祉計画	第4期*1		第5期*2			第6期*3			
子ども・子育て支援事業計画	第一期*4	第二期					第三期		
福祉トータルサポートセンター基本構想・第Ⅲ期基本計画	第Ⅲ期 延長								
地域福祉活動計画	第2次計画			第3次計画					

\*1：正式名称は「第4期近江八幡市障がい者計画・第5期近江八幡市障がい福祉計画・第1期近江八幡市障がい児福祉計画」

\*2：正式名称は「第5期近江八幡市障がい者計画・第6期近江八幡市障がい福祉計画・第2期近江八幡市障がい児福祉計画」

\*3：正式名称は「第6期近江八幡市障がい者計画・第7期近江八幡市障がい福祉計画・第3期近江八幡市障がい児福祉計画」

\*4：正式名称は「近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」

## 4. 計画の策定手法及び策定体制

### 1) アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、本市にお住まいの18歳以上の人を対象に、住んでいる地域や「地域福祉」に関する意識や考え方などを把握するアンケート調査（市民調査）を実施しました。

また、民生委員・児童委員を対象に、意識や活動状況等を把握するアンケート調査（民生委員・児童委員調査）も併せて実施しました。

さらに、福祉の担い手である福祉事業所・ボランティア団体を対象に、地域福祉活動や、地域・地域の関係者との関わり等を把握するアンケート調査（福祉事業者調査・関係団体調査）を実施するとともに、協働の仕組みを検討していくことを目的に、福祉以外の事業所の地域貢献活動に関する取り組みについて把握するアンケート調査（福祉以外事業者調査）も実施しました。

【アンケート調査の実施概要】

	市民調査	民生委員・児童委員調査	福祉事業者調査 関係団体調査	福祉以外事業者調査
対象	本市にお住まいの18歳以上の人3,000人（無作為抽出）	民生委員・児童委員202人（悉皆）	市内の福祉事業所163事業所、市社会福祉協議会登録ボランティア団体80団体	市内の事業所1,730か所
調査方法	郵送による配布・回収	直接配布・回収	郵送による配布・回収	近江八幡商工会議所・安土商工会を通じての配布 ・FAXによる回収
調査期間	令和3年7月16日～7月31日	令和3年7月2日～8月13日	令和3年6月29日～7月20日	令和3年8月～9月20日
目的活用	・住んでいる地域や「地域福祉」に関する意識や考え方などを把握する。	・「地域福祉」に関する意識や活動状況等を把握する。	・地域福祉活動や、地域・地域の関係者との関わり等を把握する。	・地域貢献活動に関する取り組みについて把握する。

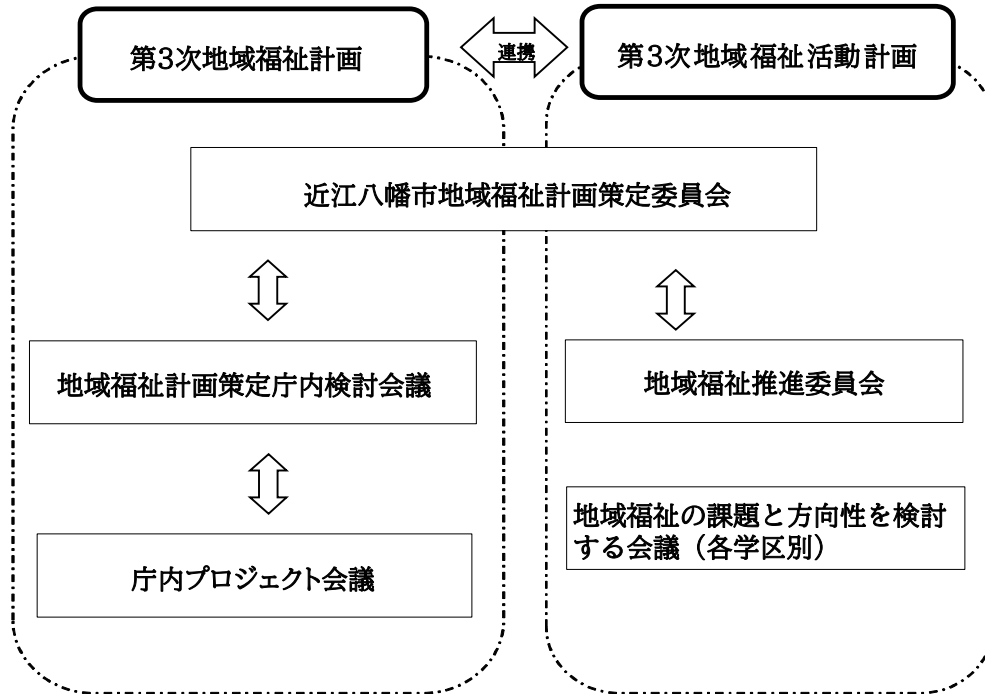
### 2) 地域福祉計画策定委員会等による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体の代表者、市民の代表者等から構成される「地域福祉計画策定委員会」において検討を行いました。

また、市では福祉分野を担当する部署だけでなく、地域振興担当や人権施策担当、教育委員会など、地域福祉の推進に関連する関係各課が横断的に参画した「地域福祉計画策定庁内検討会議」「庁内プロジェクト会議」において、検討を進めました。

さらに、市社会福祉協議会では、地域の担い手の代表者や事業所の代表者からなる「地域福祉推進委員会」及び各学区における「地域福祉の課題と方向性を検討する会議」において地域福祉課題の抽出・方向性の検討等を行いました。

【地域福祉計画・地域福祉活動計画策定体制】



### 3) パブリックコメントの実施

計画等を立案する過程において、趣旨・内容等を広く公表し、市民からの意見を聴取し、計画に反映しました。

